

経済産業省による事業者の 自主的取組のフォローアップについて

令和7年2月26日

経済産業省

GXグループ環境管理推進室

VOC排出抑制に係る取組

- VOC排出抑制のための自主的取組については、中央環境審議会意見具申（平成16年2月）において平成22年度までに、VOC排出量を平成12年度比で3割削減を目指すことが決定され、大気汚染防止法が改正されたことを受け、産業界が、直接の排出抑制だけでなく、生産工程や作業現場の効率性の向上等に取り組んだ結果、平成22年度のVOC排出量は4割以上削減。平成22年以降も取組を継続し、現在6割以上（平成22年比3割以上）を削減。
- 経済産業省は、平成17年から産業環境対策小委員会において、各業界団体等の自主的取組を評価している。
- また、令和元年度より光化学オキシダントに対する植物由来VOCの影響について調査。その効果の地域性・季節性の有無および一般性の検証等を行った。
- さらに、令和6年度に事業者によるVOC排出抑制対策に係る経済的・技術的な難易度を定量的または定性的側面から説明するための情報を把握すべくアンケート調査を実施。

水銀排出抑制に係る取組

- 水銀排出抑制対策として、鉄鋼製造施設のうち「製鉄の用に供する焼結炉」、「製鋼の用に供する電気炉」が自主的取組を行うこととされている。
- 経済産業省は、第3回産業環境対策小委員会（平成27年3月）からフォローアップを開始。その後、第6回産業環境対策小委員会（平成30年3月）から、一般社団法人日本鉄鋼連盟、普通鋼電炉工業会、一般社団法人日本鋳鍛鋼会が策定した自主的取組の内容を聴取・審議しフォローアップを実施している。
- 令和6年度に環境省中央環境審議会において制度の点検・見直し結果に関する報告書が取りまとめられた。現行制度を継続することが適当とされ、石炭ガス化複合施設（IGCC施設）の追加対象、非鉄金属製造施設の排出基準の見直し等の内容であり、令和7年10月に改正規則を施行予定。経済産業省は、引き続き産業界とともに、水銀排出対策の取組のフォローを行っていく。

酸化工チレン排出抑制に係る取組

- 令和4年に環境省が発出した通知を踏まえ、対象とされた事業者団体が自主管理計画を策定。令和5年度からその計画に基づき排出抑制対策を開始。
- これを踏まえ、経済産業省は、産業環境対策小委員会の承認を受け、自主管理計画による取組の対象期間である令和5年度から令和8年度の間、経済産業省が所管する化学工業3団体※¹及び医療機器1団体※²の取組の進捗状況を確認し、同小委員会において毎年フォローアップしている。
- 具体的には、化学工業3団体においては、事業所毎の排出対策実施計画策定や化学工業3団体総量の削減が進展（令和4年度18.9t/年→令和5年度15.0t/年）。特に令和6年度は、大気中の酸化工チレン濃度が高い地域の事業者との間で集中的に対策を検討。
- また、医療機器1団体においては、排ガス処理装置設置施設数が少しずつ増加。令和6年度は、会員数増加を踏まえ、改めて会員各社に対して目標達成への協力を要請し取組を推進。

※1 石油化学工業協会、日本界面活性剤工業会、一般社団法人日本化学工業協会

※2 一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会